

第4号様式（その2）（第5条関係）

（表）

（一般廃棄物処分業用）

許 可 証

綾瀬市指令り第54号

平成27年7月3日

住所 綾瀬市吉岡709番地

氏名 株式会社 タズミ

代表取締役 田 墨 幸一郎 様

綾瀬市長 笠 間 城 治 郎 印



平成27年6月2日付けで申請のありました一般廃棄物処分業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項の規定により、次のとおり許可します。

| | |
|-------------|--|
| 営業所の所在地及び名称 | 綾瀬市吉岡709番地 株式会社タズミ吉岡リサイクルセンター |
| | 綾瀬市早川2647番地35 株式会社タズミ早川RPF工場 |
| 取扱廃棄物の種類 | 一般廃棄物（ごみ） |
| 処分の方法 | 中間処分（選別、切断、破碎、減容固化） |
| 営業の区域 | 綾瀬市内 |
| 処理及び処分料金 | 綾瀬市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例第24条第1項及び高座清掃施設組合廃棄物処理手数料条例第2条第1項に定める額の範囲内とする。 |
| 営業許可期間 | 平成27年7月4日～平成29年7月3日 |
| 条件 | 別紙のとおり |

< 注意 > 許可証（写）だけでは一般廃棄物の処理委託は出来ません。
一般廃棄物処理委託契約の締結等が必要です。

(裏)

| | 申請 年月日 | 許可 年月日 | 事項 | 内容 | 許可印 |
|-----------------------------------|-----------|-----------|----|----|-----|
| 事業 範囲 の 変 更 記 録 | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

| | 年月日 | 事項 | 変更後の内容 |
|-------------------|-----|----|--------|
| 住所・氏名・代表者・営業所等の変更 | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

許可条件

- 1 綾瀬市から許可を受けた事業者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、政令、省令、綾瀬市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例及び同規則を厳守し、綾瀬市長の指示に従い適正に清掃業務を行うこと。
- 2 綾瀬市内における一般廃棄物の収集運搬に際しては、次の事項を遵守すること。
 - ① 収集した一般廃棄物を公共の広場、公道上において分別及び積み替えを行わないこと。
 - ② 収集運搬車両は、走行中に廃棄物、汚水、臭気等が飛散、流出しないように常に整備し、良好で清潔な状態を確保すること。
 - ③ 作業にあたっては、常に環境衛生の保持に努め、必要ある場合は、所要の対策を講じ、付近住民に不快感を与えないように留意すること。
- 3 取り扱う一般廃棄物は、分別を徹底し、資源化、減量化に努めること。
- 4 伝票・帳簿を常に整理し、請求があった場合は速やかに提示すること。
- 5 許可証は、他人への譲渡や貸与はしないこと。
- 6 綾瀬市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例施行規則第3条第2項又は第3項に該当する変更等が生じる場合、遅滞なくその手続きを行うこと。
- 7 許可証を亡失したり、損傷した場合は、遅滞なくその旨を届け出て、再交付の手続きを行うこと。
- 8 許可業者は、一般廃棄物の収集運搬若しくは処分に関する前月の実績を毎月10日までに報告すること。